

西宮市民設放課後児童クラブ施設整備事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、西宮市内で児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を実施するための施設(以下、「放課後児童クラブ」という。)を、新たに整備する事業に対して、予算の範囲内において西宮市民設放課後児童クラブ施設整備事業費補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付に関しては、補助金等の取扱いに関する規則(昭和57年西宮市規則第81号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助事業等)

第2条 補助金の交付対象となる事業、補助対象経費及び補助基準額は、別表に定めるとおりとする。

2 補助金額は、補助基準額と補助対象経費の実支出額を比較していずれか少ない方の額とする。ただし、算出された額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助対象事業者)

第3条 補助金の交付対象となる事業者(以下「補助対象事業者」という。)は、西宮市放課後児童健全育成事業実施法人等審査会において、市の補助を受けて民設放課後児童クラブの整備等を行うことについて妥当との判断を受けた者であって、市長が認めた者とする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付の申請をしようとする者は、次の各号に掲げる書類(自己所有の建物において放課後児童健全育成事業を実施する場合は、第6号に掲げる書類を除く。)を市長に提出しなければならない。

- (1) 西宮市民設放課後児童クラブ施設整備事業費補助金交付申請書(様式第1号)
- (2) 西宮市民設放課後児童クラブ施設整備事業計画書(様式第2号)
- (3) 整備予定の建物の配置図
- (4) 部屋別の室名、用途及び面積が記載された書類
- (5) 施設整備の見積書
- (6) 建物の賃貸借契約書の写し
- (7) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定及び通知等)

第5条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、補助金の交付の適否を決定する。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときには、西宮市民設放課後児童クラブ施設整備事業費補助金交付決定通知書(様式第3号)により、交付しないことを決定

したときには、西宮市民設放課後児童クラブ施設整備事業費補助金不交付決定通知書（様式第4号）により、当該申請者に通知する。

- 3 市長は、補助金の交付を決定する場合において、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときには、条件を付することができる。

（事業内容の変更等）

第6条 補助対象事業者及び補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容を変更し、休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ西宮市民設放課後児童クラブ施設整備事業費補助金変更等申請書（様式第5号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽易な変更で市長が認めるものについては、この限りではない。

- 2 前条の規定は、前項の規定による変更の申請があった場合について準用する。

（状況報告及び調査）

第7条 補助事業者は、補助事業等の実施に際し、工事進捗状況を市長に報告するものとする。

- 2 市長は、必要に応じて補助事業等の遂行状況を調査することができるものとする。

（実績報告書の添付書類）

第8条 補助事業者は、補助事業を完了した日から起算して30日を超えない日又は当該補助金の交付決定日に属する年度の末日のいずれか早い日までに次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

（1）西宮市民設放課後児童クラブ施設整備事業費補助金実績報告書（様式第6号）

（2）西宮市民設放課後児童クラブ施設整備事業報告書（様式第7号）

（3）整備完了写真（全ての箇所の写真を添付のこと。）

（4）整備後の平面図

（5）領収書の写し

（6）整備する施設に係る建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項の検査済証の写し（整備する施設が新築される場合に限り。）

（7）整備する施設に係る建築基準法第87条第1項において読み替えて準用する同法第7条第1項の規定による工事完了の届出をしたことを証する書類の写し（整備する施設が用途の変更を伴う場合に限り。）

（8）消防設備等の設置について、消防法（昭和23年法律第186号）第8条2の3第2項の検査及び同法第17条の3の2の検査を受けたことを証する書類の写し

（9）その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第9条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、当該報告書等の審査及び現地調査等により、補助事業の内容が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを審査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、その旨

を西宮市民設放課後児童クラブ施設整備事業費補助金確定通知書（様式第8号。以下「確定通知書」という。）により通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による審査の結果、当該補助事業の内容が補助金の交付の決定の内容およびこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置を当該補助事業者に対し、命ずることができる。
- 3 前項の規定による命令を受けた補助事業者は、当該命令に従うとともにその結果を、直ちに市長に報告しなければならない。

（補助金の交付時期）

第10条 補助金は、前条の規定により確定した額を補助事業等が完了した後に交付するものとする。

（交付の請求）

第11条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、西宮市民設放課後児童クラブ施設整備事業費補助金交付請求書（様式第9号）に、確定通知書の写しを添えて、市長に提出しなければならない。

（決定の取消）

第12条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1） 補助金を当該補助事業以外の用途に使用したとき。
- （2） 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- （3） 補助事業を市長の承認なしに変更し、休止し、又は廃止したとき。
- （4） 補助事業に関して、詐欺その他不正行為を行ったとき。
- （5） その他この要綱に違反したとき。

（補助金等の返還）

第13条 市長は、前条の規定により、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る補助金が既に交付されているときは、西宮市民設放課後児童クラブ施設整備事業費補助金返還命令書（様式第10号）により、速やかに当該補助事業者に対し、その返還を命じなければならない。

- 2 前項の規定は、第6条第1項の規定により変更等を承認し、既に交付している補助金を返還させる場合及び補助事業者に交付すべき補助金の額が確定し、既にその額を超える補助金が交付されており、その結果、補助金を返還させる場合について準用する。

（書類の整備等）

第14条 補助事業者は、補助対象事業に係る収支の状況を明らかにした帳簿、並びに収入及び支出を証する書類を、事業実施年度の翌年から5年間保管し、市長から提出要請があった場合は、ただちに提出しなければならない。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に

定める。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和6年5月1日から施行する。

別表（第2条関係）

補助事業	補助対象経費	補助基準額
開設準備補助事業 （Ⅰ）	放課後児童健全育成事業を新たに実施するために必要となる民家・アパートなど既存施設の改修、設備の整備・修繕及び備品の購入を行う事業並びに開所準備に必要な経費 （建物改修費、備品購入費、礼金等）	12,600,000 円
開設準備補助事業 （Ⅱ）	放課後児童健全育成事業を新たに実施するために必要となる民家・アパートなど既存施設の改修、設備の整備・修繕及び備品の購入に必要な経費 （建物改修費、備品購入費等（礼金・賃借料（開所前月分）は除く））	12,000,000 円
開設準備補助事業 （Ⅲ）	放課後児童健全育成事業を新たに幼稚園、認定こども園等において実施するために必要な設備の整備・修繕及び備品の購入を行う事業 （設備整備費、備品購入費等）	5,000,000 円
開設準備補助事業 （Ⅳ）	放課後児童健全育成事業を新たに実施するために必要な設備の整備・修繕及び備品の購入を行う事業並びに開所準備に必要な経費 （設備整備費、備品購入費、礼金等）	1,600,000 円
開設準備補助事業 （Ⅴ）	放課後児童健全育成事業を新たに実施するために必要な設備の整備・修繕及び備品の購入に必要な経費 （設備整備費、備品購入費等（礼金・賃借料（開所前月分）を除く））	1,000,000 円